

重要



[○] 日本橋事務所：〒103-0001 東京都中央区
日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 3 階
[] 名古屋事務所：〒451-0045 愛知県名古屋市
西区名駅 2-25-3 ハイネスト浜島 2 階 A
TEL. 050-5812-0552 FAX. 050-5812-0553

大阪府内医療助成申請書を AMMIAS で 作成されている場合、必ずご確認ください

平素は AMMIAS 及び AMMIAS Plus（以下 AMMIAS 等という。）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2018 年 4 月施術分より、大阪府内の医療費助成制度の改正にともないまして、受給者負担額（一部自己負担額）の算定方法が一部変更となります。

AMMIAS 等での対応につきましては、3 月 12 日におこないましたアップデートにて、旧算定方法から、新しく条件を設けて算定方法を変更しております。

しかしながら、AMMIAS では一日ごとの施術料金を判断することが難しく、実際とは異なる金額で算出される場合がございます。

大変恐縮ではございますが、AMMIAS で大阪府内の医療助成支給申請書を作成された場合、受給者負担額（一部自己負担額）と請求額が正しい金額か、必ずご自身で計算及びご確認くださいませ上、ご提出の程お願い申し上げます。

※制度改正に伴う算定方法につきましては、2 月 16 日にご郵送いたしました通知をご確認ください

※AMMIAS の判断及び計算基準につきましては、別紙をご参照ください

※AMMIAS Plus では実績管理からデータを作成されている場合、正しい金額が算出されます
但し、編集モードを使用した場合はご注意ください

⚠ 注意事項

- ・ 4 月施術分以降、AMMIAS にて大阪府内の医療助成支給申請書を作成した場合、受給者負担額及び申請額が、実際の金額と相違している可能性があります。印刷前に受給者負担額（一部自己負担額）を必ずご確認ください、相違している場合はご訂正をお願いいたします。
- ・ 特に一日ごとの施術内容や往療距離が異なる場合、ご注意ください。

その他ご不明な点がございましたら、下記情報処理課宛てまでお問い合わせください。

情報処理課：TEL 050-5812-0552 FAX 050-5812-0553

大阪府医療助成 受療者負担額を日割り計算する条件と自動計算方法

1. 対象について

医療助成の負担者番号が以下の場合に受療者負担額の日割り計算を行います。

No.	負担者番号	区分
1	8227〇〇〇〇	ひとり親家庭医療
2	8627〇〇〇〇	子ども医療
3	8027〇〇〇〇	障害者医療
4	8727〇〇〇〇	老人医療
5	8827〇〇〇〇	
6	8927〇〇〇〇	
7	9027〇〇〇〇	

2. 受療者負担額について

負担者番号、施術年月に応じて受療者負担額の計算方法が異なります。

No.	負担者番号	平成30年3月31日以前の 受給者負担額	平成30年4月1日以降の 受給者負担額
1	8227〇〇〇〇	1日目の「1日一部負担金」 (最大 500 円、端数切り上げ)	1日目の「1日一部負担金」 (最大 500 円、端数切り上げ)
2	8627〇〇〇〇	2日目の「1日一部負担金」 (最大 500 円、端数切り上げ) 2日分の合計(最大 1,000 円)	2日目の「1日一部負担金」 (最大 500 円、端数切り上げ) 2日分の合計(最大 1,000 円)
3	8027〇〇〇〇		1日の負担額最大 500 円(端数切り上げ) 日数に上限はなく、月の受給者負担額の上限 3,000 円
4	8727〇〇〇〇		
5	8827〇〇〇〇		
6	8927〇〇〇〇		
7	9027〇〇〇〇		

3. 1日分の療養日計算方式について

基本の計算方式

(日毎の施術料+日毎の往療料)×「負担割合」(小数点以下は切り上げ)

はり・きゅうの場合(複数の施術内容に回数が入力されている場合)

※電療料は電療料欄にて登録した回数分、一日目から加算されます。

【新規】

施術内容自動判定の 優先順位	施術内容
1	初検 (愛知国保連の場合は初回) ※初検の場合は初検料欄で選択した施術内容と同じ施術内容を優先して合算 し、1日の施術料として算出します
2	はり
3	きゅう
4	はり・きゅう併用

【継続】

1	はり
2	きゅう
3	はり・きゅう併用

大阪府医療助成 受療者負担額を日割り計算する条件と自動計算方法

マッサージの場合(複数の施術内容に回数が入力されている場合)

※温罨法または温罨法・電気光線器具は、施術内容欄にて登録した回数分、一日目から加算されます。

※温罨法と温罨法・電気光線器具両方に回数を入力していた場合、温罨法から優先して加算されます。

施術内容自動判定の優先順位	施術内容	例外
1	変形徒手	変形徒手と躯幹に回数が入力されている場合、1日の療養費に変形徒手と躯幹はセットとして計算を行います。
2	その他 4肢	

往療の場合

施術内容自動判定の優先順位	施術内容	例外
1	往療料(2kmまで)	カレンダーに◎が付いた日を1日の療養費に加算します。
2	加算 1	カレンダーに◎が付いた日を1日の療養費に加算します。
3	加算 2	加算 1と加算 2の両方に回数が入力されている場合には加算 1の往療料を優先します。